

基本目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現

家事・育児・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえると、男女共同参画社会の実現のためには、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現し、男性も、家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わる必要があります。

そのため、多様で柔軟な働き方の推進による、男女がともに働きやすい環境づくりへの取組みや、家事・育児・介護等への支援による男女がともに担う家庭生活づくりへの取組み、使いやすい市役所や一人ひとりのニーズに合った行政サービスの提供による、行政手続き等への負担軽減の取組みを進めます。

重点施策

・多様で柔軟な働き方の推進

新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの普及等、社会情勢の変化を好機と捉え、多様で柔軟な働き方を推進します。

指標

項目	現状値	目標値
くるみん認定 ^{※1} を受けた市内企業数	32社 (令和4年12月末)	42社 (令和9年度)
市職員の年次有給休暇平均取得日数	16.3日 (令和3年度)	17.0日 (令和9年度)
市男性職員の育児休業取得率 ^{※2}	51.3% (令和3年度)	100% (令和9年度)

※1「くるみん認定」とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定するもの

※2 国基準とは別の市基準で算出した数値：分母の職員のうち、同年度中に育児休業を取得した職員の数／当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の数

施策の方向性(1) 多様で柔軟な働き方の推進

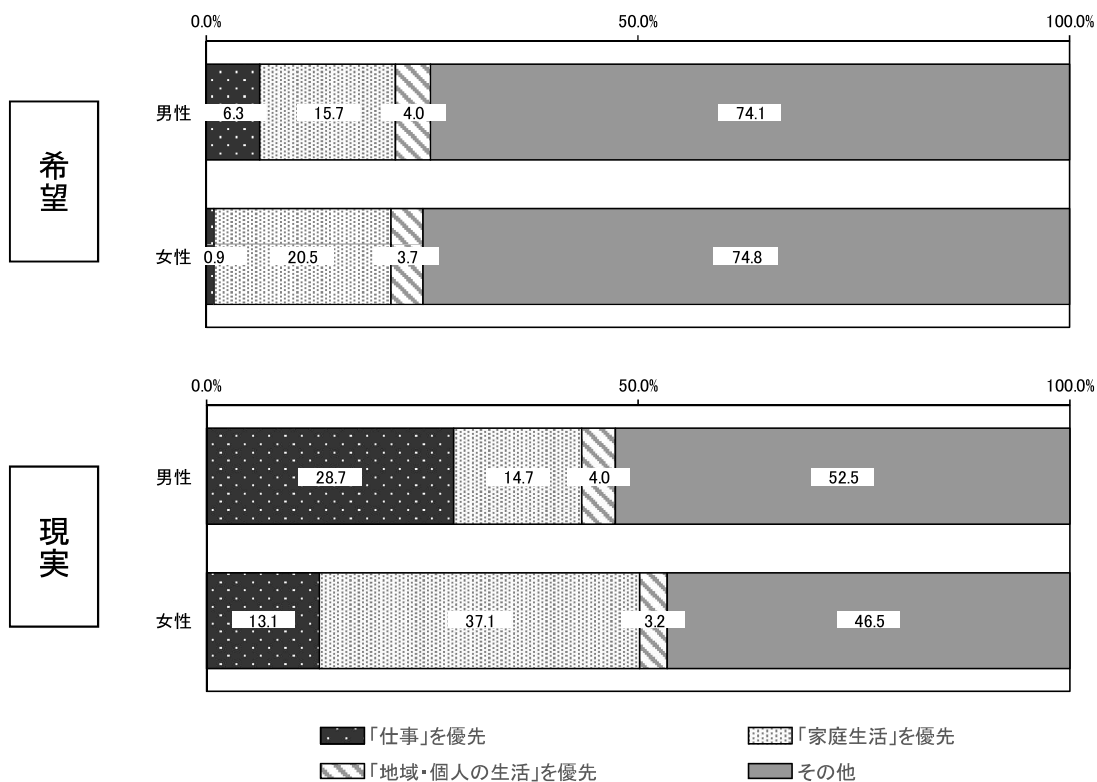
【現状と課題】

性別に関わらず、働くことを希望する全ての人々が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活の二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮するためには、従来の男性片働き世帯が多い時代の長時間労働等を当然視する「男性中心型労働慣行」からの脱却が必要です。

令和3年度調査において、「生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」優先度」の希望について、「仕事を優先」と回答した男性は6.3%のみと、意識の高まりがうかがえます。

しかし、現状については、男性の28.7%が「仕事を優先」と回答するなど、希望どおりの関わりが出来ていない状況であることがうかがえます。

【図 23 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度】



出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

また、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの普及等を好機と捉え、ライフステージや個別の状況に応じた多様で柔軟な働き方を推進していくことが必要です。

【具体的事業】

①長時間労働の削減などの働き方改革と職場づくり

事業名	事業内容	所管課
労働時間短縮や休暇取得に向けた意識啓発	男女共同参画センターにおいて、家庭生活や地域活動などとの両立と健康維持のため、長時間労働の見直しや、休暇取得の促進に向けた意識啓発を行う。 また、千葉市産業振興財団のキャリアアップアドバイザーにより、人材採用力向上支援の一環として、労働時間短縮等について市内企業にアドバイスを実施する。	男女共同参画課 雇用推進課
教職員の働き方改革	教職員が心身の健康を保持しながら児童生徒と向き合うことで教育の質を向上させるため、学校における教職員の働き方改革を進める。	教育職員課

②家庭生活等と両立しやすい職場づくりへの支援

事業名	事業内容	所管課
職場と家庭生活等との両立を支援する多様な制度の普及促進	男女共同参画センターにおいて、育児休業や介護休業、子育て期の勤務時間短縮等、家庭生活等との両立を支援する制度について、情報誌等による情報提供や講座の開催などを行う。	男女共同参画課

③テレワーク等の多様で柔軟な働き方の促進

事業名	事業内容	所管課
市職員の多様な働き方の促進	市職員の仕事と家庭生活の両立や労働生産性の向上を図るため、在宅勤務等多様で柔軟な働き方を促進する。	給与課 人材育成課
ペーパーレスに適した環境整備	市内部の事務について、紙で保管されている資料や書籍を必要とする等、現状テレワークに適さない部署があるため、保管されている資料を含む紙資料の電子化を目指し、ペーパーレスに適した環境整備を行う。	情報システム課

事業名	事業内容	所管課
コミュニケーションツールの高度化	市内部の事務について、外部との電話やFAXによるやり取りが必要等、現状テレワークに適さない部署がある。またテレワーク実施時において職員間のコミュニケーションも登庁時と同程度に円滑に行う仕組みが必要となるため、庁舎内外等場所にとらわれないコミュニケーション手段の整備を行う。	情報システム課
多様な就業形態についての情報提供	ワークシェアリングや在宅勤務、短時間正社員制度など多様な就業形態について情報を収集、提供する。	男女共同参画課
「CHIBA-LABO」個室ブースの設置・ドロップイン利用開始	利用者増加及び賑わい創出の観点からドロップイン利用の開始をするとともに、テレワークなどの幅広い働き方に対応するため、個室ブースを設置する。	産業支援課

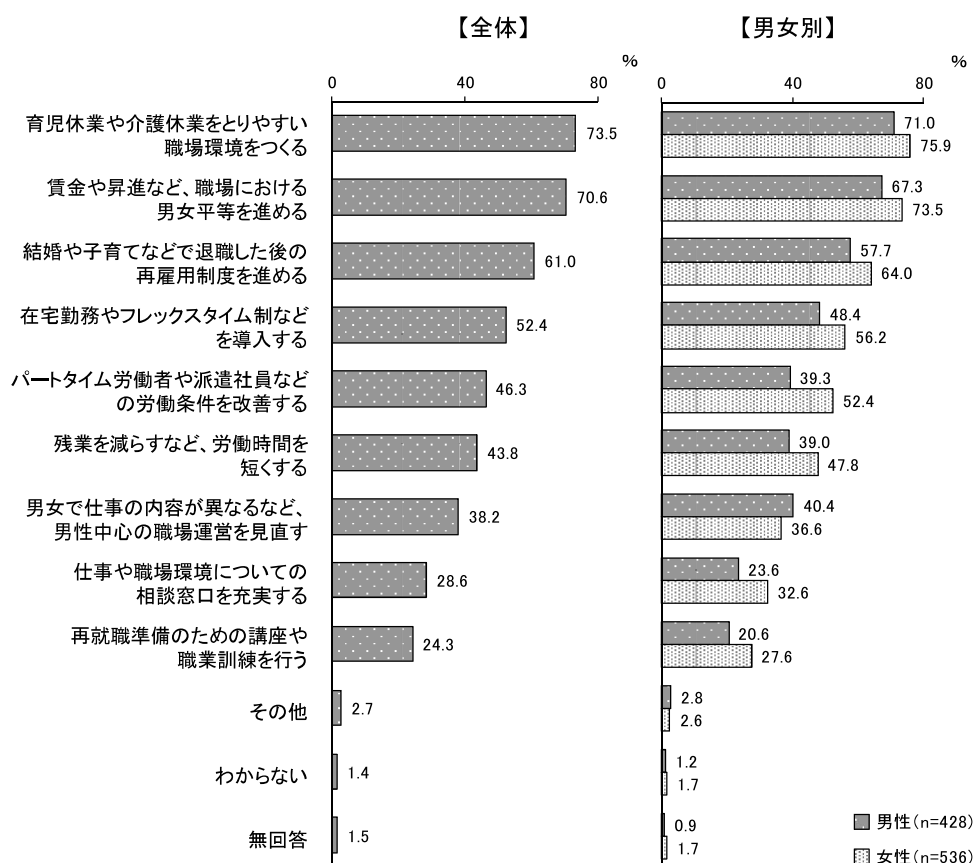
施策の方向性(2) 男女がともに担う家庭生活づくり (家事・育児・介護等への支援)

【現状と課題】

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、男性も、仕事と、家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わる必要があります。

令和3年度調査の「あなたは、男女がともに働きやすい職場をつくるためには、どのようなことが大切だと思いますか」との問いに対し、「育児休業や介護休業をとりやすい職場環境をつくる」の回答が73.5%と最も高く、その必要性がうかがえます。

【図 24 男女とも働きやすい職場づくりに大切なこと】

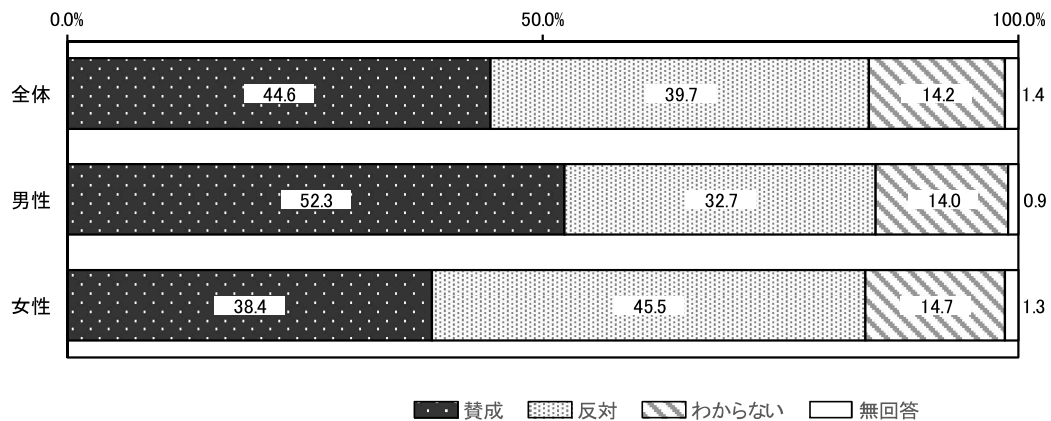


出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

しかし、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があります。

令和3年度調査においても、「あなたは、「女性が家事・育児を行い、男性が仕事を行う」という考えかたについて、どのように思いますか」との問いに対し、賛成が44.6%と、反対の39.7%を上回っています。また、性別で見ると「賛成」は女性38.4%に対し男性は52.3%と、特に男性に固定的な性別役割分担意識が残っていることがうかがえます。

【図 25 「女性が家事・育児を行い、男性が仕事を行う」という考えかたについて】



出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

そのため、男性の家事・育児・介護への参画や育児休業取得の促進、子育て・介護に関する支援等の取組みを行い、男性の具体的行動を喚起し、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

【具体的事業】

①男性の家事・育児・介護への参画促進と育児休業取得促進

事業名	事業内容	所管課
市職員の両立支援・子育て支援の推進	次世代育成支援対策推進法に基づき、「特定事業主行動計画」の進捗状況を管理する。	給与課
男性の家事・育児・介護に関する知識や技術の習得	男女共同参画センターにおいて、男性の家事や育児、介護に関する知識や技術を習得するための講座を開催する。	男女共同参画課
男性の子育て支援	土日に両親学級を開催し学習の機会を提供するとともに、男性の育児休業取得促進奨励金など、様々な取組みを実施する。	健康支援課 幼保支援課
地域子育て支援センター等における父親向け講座・イベント等の実施	父親の子育てを支援する講座やイベント、レクリエーション活動などを実施する。	幼保支援課

②子育てに関する相談・支援

事業名	事業内容	所管課
育児ストレス相談	1歳6か月、3歳児健康診査等で、育児不安があり援助が必要な保護者に対し、臨床心理士、保健師が個別相談を行う。	健康支援課
養育支援訪問事業	育児不安や育児ストレスの強い家庭に対し、保健師等が訪問し、育児に関する相談、指導、助言を行う。	健康支援課
子どもルーム整備・運営事業	就業等により昼間家庭に保護者のいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る。	健全育成課
家庭児童相談事業	各区保健福祉センターこども家庭課に会計年度任用職員の相談員を配置し、児童と家庭にかかわる各種相談業務を行う。	こども家庭支援課
ニーズに応じた保育の受け皿の確保	潜在的な保育需要に対応し、将来にわたって待機児童ゼロを達成するため、子ども・子育て支援事業計画（千葉県こどもプラン）等に基づき、保育の受け皿を確保する。	幼保支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもを預けたい人、預かることができる人に会員として登録してもらい、会員相互による援助活動の手助けを行う。	幼保支援課
病児・病後児保育事業	病気回復期などのため保育所等に預けられず、保護者が就労等により、家庭での育児が困難な場合に、診療所併設の施設で保育を行う。	幼保支援課
子育て支援館における利用者支援事業	各種子育てサービスの情報を収集し、インターネット等を活用して情報の提供を行う。また、子育てに関する相談を受け、サービスの提供に必要な援助や関係機関との連絡調整を行う。	幼保支援課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互交流する場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	幼保支援課

事業名	事業内容	所管課
子育て支援コンシェルジュ	保育をはじめとした子育て支援サービス全般の利用に関する相談・情報提供などを行う。	幼保支援課
保育所（園）地域活動事業	地域の世代間交流、異年齢児との交流、子育て家庭への育児講座、小学生低学年児童受入、その他交流事業を実施する。	幼保運営課
多様な保育需要への対応	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育ニーズに合わせ、保育メニューの拡充を行う。	幼保運営課
子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	子育てサポーターは、公民館で活動している子育てサークルや家庭教育学級等の相談、子育てに悩みや不安をもつ親等保護者に対して、指導するほか相談に応じる。また、家庭教育アドバイザー（臨床心理士有資格者）は、必要に応じ、専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言も行う。	生涯学習振興課

③介護に関する相談・支援

事業名	事業内容	所管課
あんしんケアセンター（地域包括支援センター）運営事業	高齢者が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、介護・福祉・健康・医療などに関する相談に応じるほか、権利擁護などの支援を行う。	地域包括ケア推進課
生活支援サービスの充実	高齢者の生活支援の基盤強化を図るため、生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域における生活支援・介護予防のニーズの把握や、地域資源の収集及び情報提供等を行う。	地域包括ケア推進課
ちば認知症相談コールセンターの設置	認知症の人の介護経験を持つ相談員が、親身に相談を受ける電話相談や面接相談（予約制）を県と共同で運営する。	地域包括ケア推進課
認知症カフェの設置促進	認知症の人とその家族並びに地域住民、専門職等の誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集いの場を地域に増やすことで相互交流を促し、認知症の人本人の重度化防止、家族の負担軽減及び認知症についての知識の普及促進を図るとともに、認知症の人と家族を地域で支える体制を推進する。	地域包括ケア推進課

事業名	事業内容	所管課
在宅介護者支援の充実	家族介護者の身体的・精神的負担を軽減するため、介護に関する基礎的知識を学習する研修を開催するとともに、訪問レッスンや介護の悩みに関する相談受付(オンラインを含む。)を実施する。	高齢福祉課
三世代家族同居・近居の支援	高齢者の孤立防止や家族の絆の再生を図るため、三世代家族の同居・近居に要する費用の一部を助成する。	高齢福祉課
介護保険施設等の計画的な整備	必要なサービスが必要としている高齢者に届く安心なサービス提供体制を目指し、介護保険施設等の計画的な整備を進める。	介護保険事業課

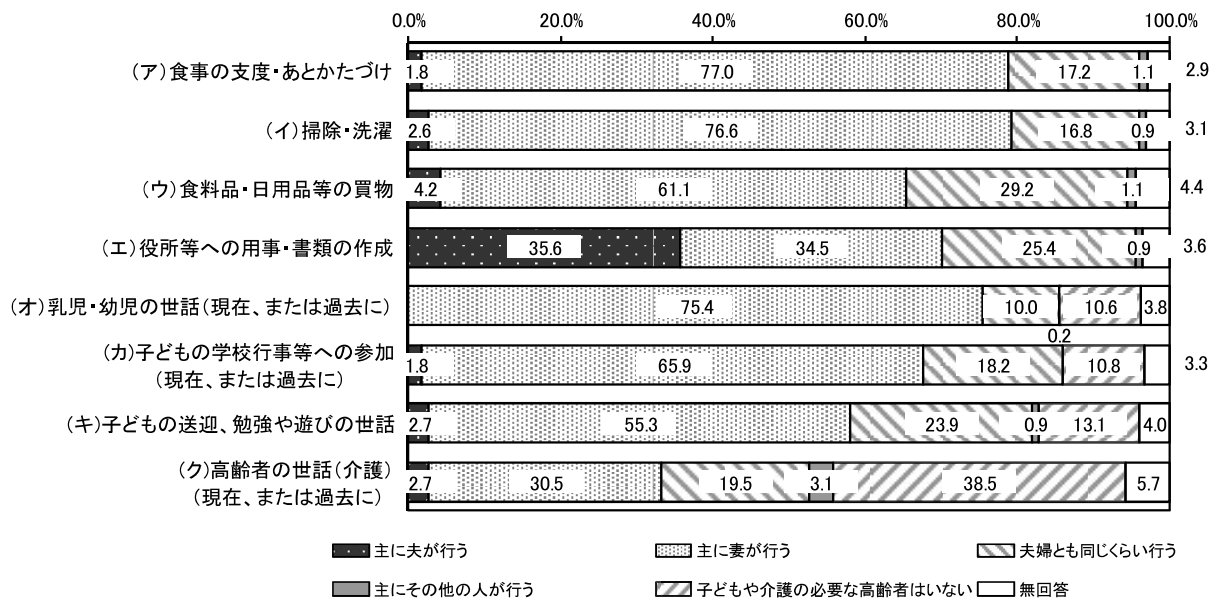
施策の方向性(3) 市民に寄り添ったデジタル化の推進

【現状と課題】

本市は指定都市として、市民生活に不可欠な住民票や戸籍の事務、国民健康保険や地域振興など、一般の市町村が担う事務に加え、一般的には道府県が担う児童福祉・母子保健・食品衛生など様々な行政サービスを幅広く提供しています。その中で必要となる行政手続きが煩雑であると、市民や事業者にとって大きな負担となり、ワーク・ライフ・バランスの実現の足かせとなりかねません。

千葉県が令和元年（2019年）に行った「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の、「家事等の役割分担の現実について」の質問では、「主に夫が行う」ものの回答として、「役所等への用事・書類」の作成が35.6%で最も高くなっています。

【図 26 家事等の役割分担】



出典：令和元年度千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を基に作成

しかし、ICT や AI といった新しい技術が急速に進展しており、行政手続きをより分かりやすく簡単にすることや、個々の状況に応じた情報を提供することにより、市民が手続きにかかる所要時間や来庁回数を削減できるようになってきています。使いやすい市役所の実現や、一人ひとりのニーズに合った行政サービスの提供により、家事・育児・介護といったケアワークに費やす時間を捻出し、ワーク・ライフ・バランスを後押しすることが必要です。

【具体的事業】

①使いやすい市役所の実現

事業名	事業内容	所管課
オンラインによる手続の促進	市役所への手続に要する市民の皆さまの時間を最小限にするため、より一層のオンライン可能な手続の周知や、オンライン手続画面の利便性向上などを図る。	業務改革推進課
デジタルデバインド対策	すべての市民がデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現するため、高齢者等のデジタル活用に向けたスマートフォン講座を開催するとともに、相談体制を構築する。	スマートシティ推進課
電子書籍サービスの実施	新たな時代の「学び」を支援するため、公共図書館としての役割を踏まえて、電子書籍サービスの充実を図る。	中央図書館情報資料課

②一人ひとりのニーズに合った行政サービスの提供

事業名	事業内容	所管課
個々の状況に応じた情報の提供	使える制度の調査などに要する市民の時間を最小限にするため、あなたが使える制度お知らせサービスの通知対象制度の拡充など、機能性向上を図る。	業務改革推進課

基本目標 IV 人材の育成と理解の促進

大人世代の意識改革を進めたうえで、偏見・思い込みを生まない教育を提供し、市民の主体的な社会参画を促すことで、初めて男女共同参画社会の実現が可能となります。そのため、家庭や地域における学習機会の充実、個性や能力を尊重した学校教育等の推進、市民企画講座の開催等による民間団体との連携や支援により、人材の育成と理解の促進を図ります。

重点施策

- ・ 様々な個性や能力を伸ばし、可能性を拓ける学校教育等の推進

将来にわたり、さらなる男女共同参画社会の実現を促進するためには、幼少期から青年期における、男女共同参画に対する理解促進や人材育成が重要です。そのため、様々な個性や能力を伸ばす教育を推進します。

指標

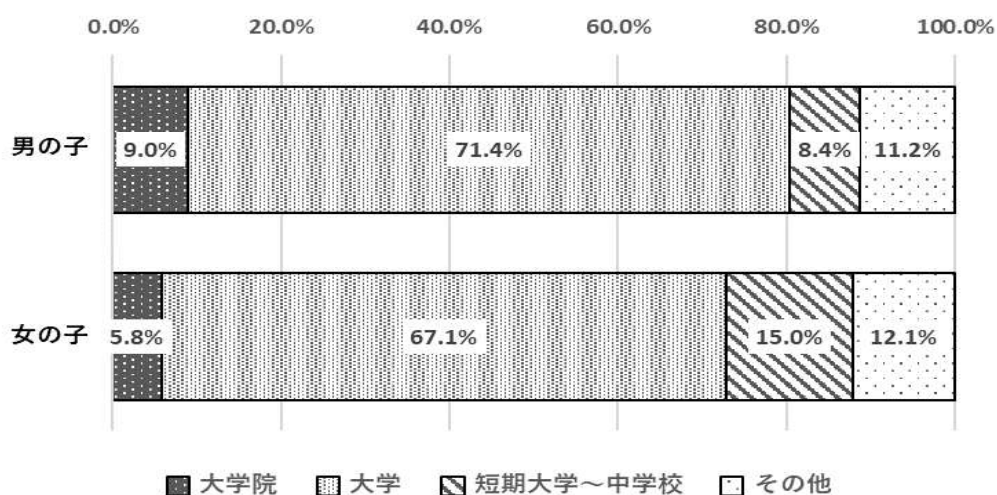
項目	現状値	目標値
小学校の校長・教頭に占める女性の割合	36.5% (令和4年4月1日)	38% (令和7年度)
中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合	15.0% (令和4年4月1日)	16% (令和7年度)
男女共同参画センター講座受講者数	1,037人 (令和3年度)	2,000人 (令和9年度)
「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合	39.7% (令和3年度)	80% (令和9年度)

施策の方向性(1) 様々な個性や能力を伸ばし、可能性を拓ける学校教育等の推進

【現状と課題】

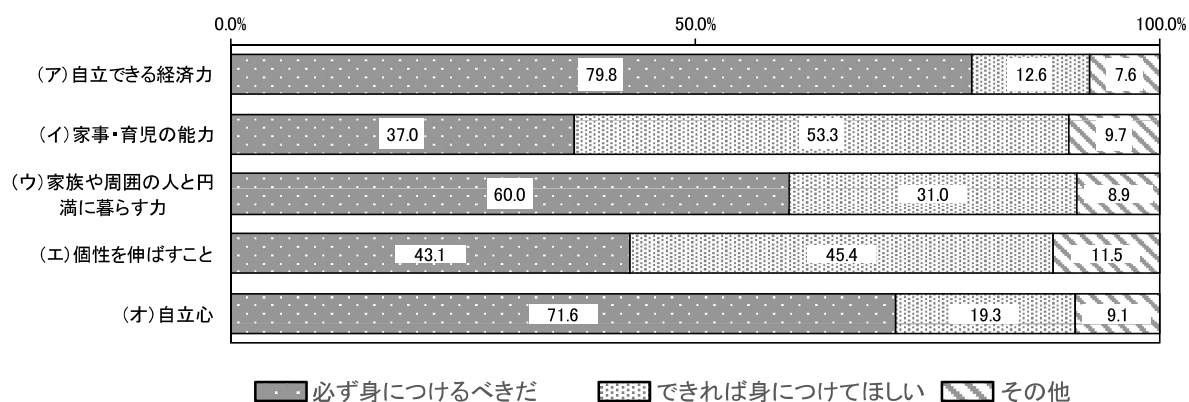
将来における男女共同参画推進を確実なものとし、男女が性別にとらわれず、様々な個性や能力を伸ばす社会を構築するためには、男女平等教育を推進し、性差に関する偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を打破することが不可欠です。しかし、令和3年度調査において、「希望する子どもの教育段階について」や「子どもに身につけてほしいことについて」など、子どもの将来に関する質問では、男の子と女の子で異なる結果となるなど、未だに性差による偏見やアンコンシャス・バイアスが残っていることがうかがえます。

【図 27 親が希望する子どもの最終学歴】



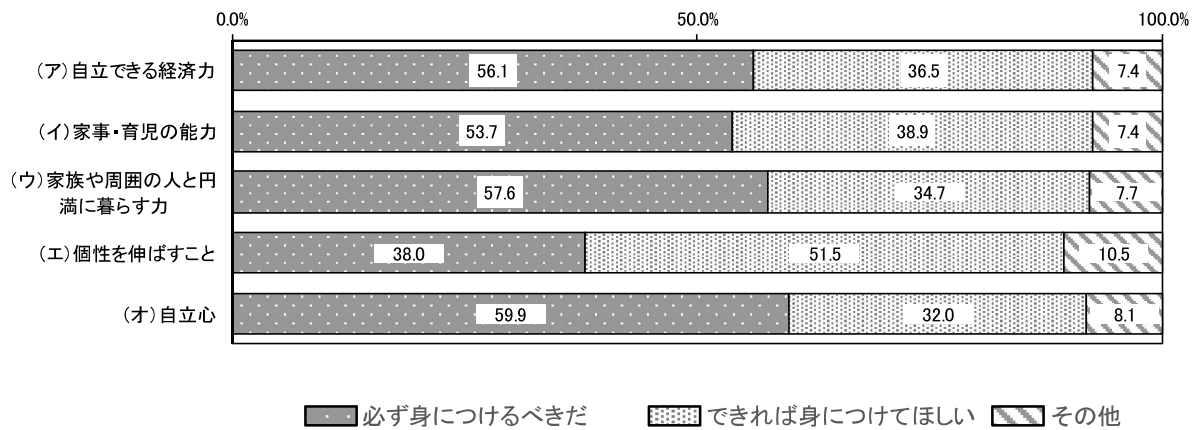
出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

【図 28 親が、子どもに身につけて欲しいこと／男の子】



出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

【図 29 親が、子どもに身につけて欲しいこと／女の子】

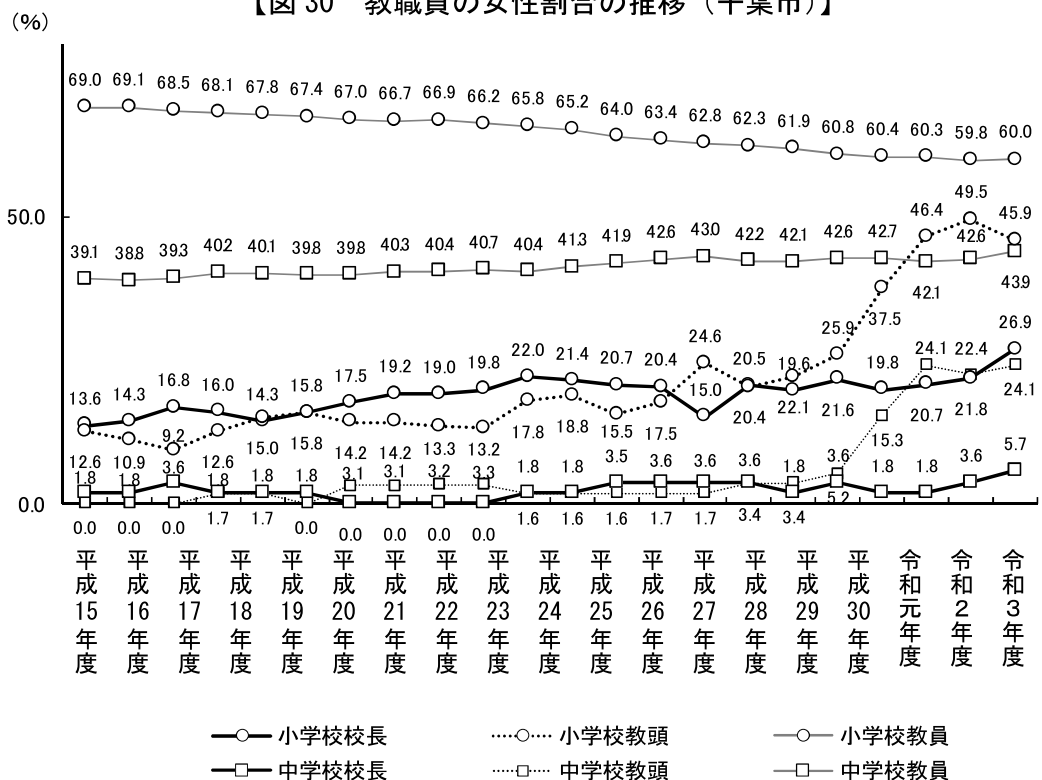


出典：令和3年度千葉市「男女共同参画に関する意識調査」を基に作成

このような偏見や思い込みは、往々にして幼少の頃から形成されると言われています。

また、子どもたちのロールモデルでもある教職員について、平成28年度（2016年度）に策定した千葉市女性職員活躍推進プランに基づき、研修受講の奨励や教務主任への登用など、女性職員の育成に取り組んだことで、近年、校長や教頭などの管理職に占める女性の割合は増加傾向にはありますが、まだ男性の方が多い状況です。

【図 30 教職員の女性割合の推移（千葉市）】



出典：校長・教頭は千葉市教育職員課資料を、教員は「学校基本調査（各年度5月1日時点）」を基に作成

令和2年（2020年）12月に閣議決定された国の「第5次男女共同参画基本計画」で言及されているように、教育委員会や学校において、女性の能力が組織の活性化に不可欠であること、また、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えることを踏まえ、積極的格差是正措置などを通じて、校長、教頭など意思決定過程への女性の登用の推進が必要です。

さらに、子どもたちが、性差による偏見をもたないことはもとより、性別にとらわれることなく主体的に自分の進路を選択し、個性と能力を発揮できる教育環境の整備が必要です。

【具体的事業】

①男女平等教育の推進と、個性や能力を尊重した教育環境づくり

事業名	事業内容	所管課
学校運営への女性教職員の登用促進	学校運営への女性教職員の参画を促進する。	教育職員課
教職員研修の充実	教職員の男女平等教育への理解促進を図る。	教育職員課 教育センター
進路指導の充実	将来の生き方を考える進路指導の推進に努める。	教育改革推進課
教育相談の充実	教育センター及び養護教育センター等において、教育相談（電話相談、来所相談、訪問相談等）を行う。	教育センター 養護教育センター
科学教育の推進	科学・技術を身近に感じることができる環境を創出するため、未来の科学者育成プログラムを充実させる。	生涯学習振興課

②キャリア教育の充実

事業名	事業内容	所管課
女性リーダーの育成 〔基本目標I-(1)-①の再掲〕	次代を担う女性リーダーを育成するため、市内の女性を対象に、女性の能力の開発・発揮のための支援を実施する。	男女共同参画課
産業人材の育成	次世代を担う子ども達が様々な内容の起業家精神教育が受けられるよう、産学官連携により、市内各地域で講座やイベント等を実施する。	雇用推進課
技術職・技能職の魅力啓発	人手不足が続く技術職・技能職を将来の就労先の選択肢の一つとして認識するきっかけをつくるため、技術職等の魅力を伝える冊子（中学2年生向け）及び動画（中高生とその保護者向け）を作成する。	雇用推進課

事業名	事業内容	所管課
キャリア教育の推進	産学官連携のキャリア教育推進連携会議を設置し、キャリア教育を充実させる。	教育改革推進課 雇用推進課
職業体験学習の推進	小学校、中学校における職業体験学習を通して、働くことの意義を自覚させ、勤労観・職業観を育む中で、社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てる。	教育改革推進課

③政治参画意識の醸成

事業名	事業内容	所管課
子ども議会 〔基本目標Ⅰ-(1)-①の再掲〕	千葉市の将来を担う子どもたちが、千葉市の現状と課題について話し合い、その解決に向けた具体的な提案を行う中で、千葉市民としての意識を高める。	教育指導課
生徒会交流会 〔基本目標Ⅰ-(1)-①の再掲〕	各校の特色ある生徒会活動や運営上の課題などについてオンラインで情報交換や話し合いを行い、学校間の交流を図るとともに、自校の生徒会活動を充実・発展させるための機会とする。	教育指導課
小学校模擬選挙 〔基本目標Ⅰ-(1)-①の再掲〕	若者の政治への関心の低さや選挙離れが課題となっている中、子どもの頃から実際の選挙と同様の体験をすることにより、政治や選挙への関心を高める。	選挙管理委員会

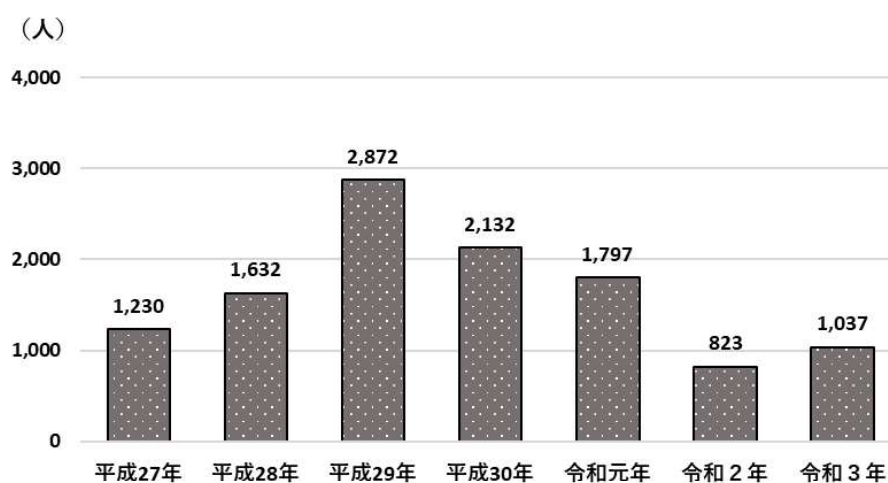
施策の方向性(2) 市民の理解促進・家庭や地域における 学習機会の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意識を高めることが必要不可欠であり、市では、講演会や男女共同参画週間等、男女共同参画センターでの講座開催等により理解促進を図ってきましたが、性差による偏見やアンコンシャス・バイアスが根強く残っているのが現状です。

また、男女共同参画センターの講座受講者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、近年大きく減少しました。

【図 31 男女共同参画センターの講座受講者数】



出典：庁内資料を基に作成

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を打破するため、引き続き、市民の男女共同参画意識の醸成や、男女共同参画に関する拠点施設の機能充実、男女共同参画に関する学習機会の提供等に取り組むことが必要です。

【具体的事業】

①市民の男女共同参画意識の醸成

事業名	事業内容	所管課
ハーモニー講演会の開催	男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発を目的とした講演会を実施する。	男女共同参画課
男女共同参画週間の実施	毎年12月の市男女共同参画週間の周知を図るとともに関連行事を開催する。	男女共同参画課
男女共同参画に関する情報誌の発行	男女共同参画センター情報誌を発行し、男女共同参画に関する情報提供を行う。	男女共同参画課

②男女共同参画に関する拠点施設の充実

事業名	事業内容	所管課
男女共同参画に関する調査研究	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する調査や研究等を行い、現状の把握や施策への反映を行う。	男女共同参画課
男女共同参画センターの機能充実	男女共同参画社会の実現のため、国の方針に基づき、拠点施設である男女共同参画センターの機能充実に向けて、施設の管理や実施事業の見直しなどを検討する。	男女共同参画課

③男女共同参画に関する学習機会の提供

事業名	事業内容	所管課
男女共同参画に関する資料の収集・提供	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する各種資料を収集し、貸出等を行う。	男女共同参画課
男女共同参画に関する講座の開催 〔基本目標Ⅱ- (4) -③の再掲〕	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する講座を開催する。	男女共同参画課
生涯学習施設における男女共同参画に関する講座の開催	生涯学習施設において、男女共同参画に関する講座を実施する。	生涯学習振興課

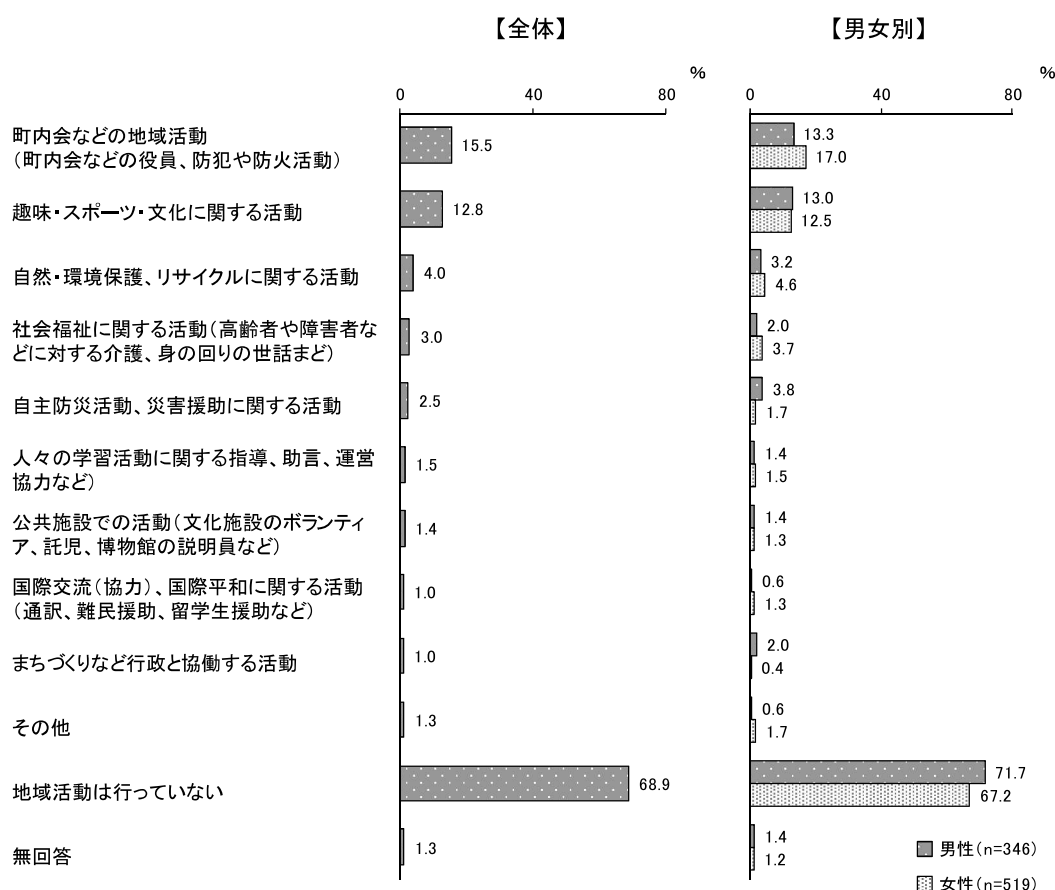
施策の方向性(3) 男女共同参画を推進する 民間団体との連携と支援

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けての取組みを活発化するためには、一人ひとりが身近な課題に向き合い、主体となって解決する力を身につけることが必要であり、行政、市民、事業者の取組みに加えて、関連する民間団体の活動の充実が重要です。

しかし、令和元年度（2019年度）「千葉市における女性の社会参画に関する意識調査」において、男女ともに7割近くが「地域活動は行っていない」と回答しており、地域活動の担い手が不足しているのが現状です。

【図 32 参加している地域活動の内容】



出典：令和元年度「千葉市における女性の社会参画に関する意識調査」を基に作成

そのため、関連団体への活動支援や人材育成、協働して行うイベントの開催等を通じて、活動の後押しや団体間のネットワーク化を図り、市と民間団体等が連携していく必要があります。

【具体的事業】

①男女共同参画を推進する民間団体等への支援

事業名	事業内容	所管課
民間団体に対する活動支援	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会実現に向けて活動している団体やグループ交流の支援、情報の発信・収集を目的に団体登録を行う。	男女共同参画課
男女共同参画を推進する人材の育成	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画を推進する人材を育成する。	男女共同参画課

②男女共同参画を推進する民間団体の交流と連携の推進

事業名	事業内容	所管課
市民団体と連携したイベントの開催	市民団体の活動推進、ネットワーク化や男女共同参画センターとの連携強化のため、シンポジウムや講演会、展示などを行うイベントを開催する。	男女共同参画課
千葉県男女共同参画地域推進員との連携	千葉県男女共同参画地域推進員（※）の推薦や、事業の周知等に協力し、地域における男女共同参画社会づくりを支援する。	男女共同参画課

※市長村長の推薦により知事から委嘱され、男女共同参画に関する普及・啓発や、地域における女性のロールモデルの発掘及びその情報発信等の活動している方々

